

★選挙についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会（☎24-2111内線301）へ。

投票所とその区域

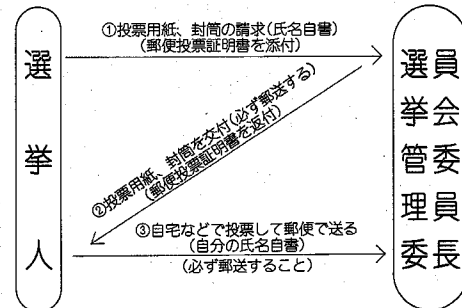
（しっかり確認しておきましょう）

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、日宝町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目、北上新田、さつき野町、北鴻	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業室
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	柄目木、飯柳、滝谷町	柄目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校2年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B、荻島2丁目、荻島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	荻川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、寛路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
第15投票区	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、出戸、四ッ興野、子成場、蔵曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小戸下組公会堂
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、福島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、割町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新関中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、普通町1丁目、普通町2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	老人福祉センター秋葉荘
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目、車場5丁目、中野4丁目、中野5丁目	荻川地区公民館展示室

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 1級もしくは2級 3級 である人として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹の障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 特別項症から第2項症 特別項症から第3項症 までである人として記載されている人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の投票方法



代理投票・点字投票

身体が不自由なため、自分で投票用紙に書くことができない人は「代理投票」が、また目が不自由な人は「点字投票」がそれぞれできます。受付へお申し出ください。

郵便による不在者投票

選挙権を有する人で身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることが出来ます。

郵便による不在者投票ができる人上の表に該当する人で、選挙

管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持っている人です。郵便による不在者投票ができる人とは、市選挙管理委員会へお問合わせください。なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。

投票の方法

上の図のとおりです。今回の選挙の郵便による不在者投票は、投票日の四日前（七月十四日）までに「郵便投票証明書」を添えて投票用紙を請求しなければなりません。なお、この請求は、選挙期日の公示前でもできます。



衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票が七月十八日に行われます。私たちの代表としてふさわしい人を選ぶため、候補者の政見をよく聞き、よく見て、大切な一票をムダにすることのないよう、みんなで投票しましょう。

7月18日投票です

国民審査（最高裁）も一緒に——*

投票の場所

三つの表のとおりです。投票所は入場券に記載してありますので、よく確かめてからお出かけください。なお、六月二十三日以降に市内に転居された人は、転居前の投票所で投票することになります。

投票できる人

新津市に住所がある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。

- ：年齢が投票当日、二十歳以上であること（昭和四十八年七月十九日以前に生まれた人）
- ：基準日（七月三日）前二十日以上新津市に住所があること（平成五年四月三日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に登録されている人）

入場券の送付

入場券は七月十四日ころまで

投票の方法

- ①：投票所へ入ったり、受付へ入場券をお出しいただき（入場券をなくした場合でも投票はできます。受付へお申し出ください。）
- ②：受付では、入場券と名簿を対照し、本人であることを確認します。
- ③：名簿対照が済んだら、入場券と引換えに投票用紙を受け取ってください。

④：投票用紙の色と文字の色は次のとおりです。

総選挙	用紙の色
国民審査	白
うす黄	赤
黒	黒

⑤：次に投票記載所で、用意してある鉛筆で投票の記載をして

ください。

総選挙 記名式投票です。投票しようとする候補者の一人の氏名を、定められた欄内にハッキリと書いてください。

国民審査 記号式投票です。投票用紙には審査に付される裁判官の氏名と記号をつける欄が印刷してあります。「やめさせた方がいいと思う裁判官」には、定められた欄に×の記号を書いてください。「やめさせなくてもよいと思う裁判官」には、何も書かないでください。

⑥：記号の記載が済んだら、投票用紙は投票箱へ。投票箱は、総選挙と国民審査は別々になっています。それぞれの投票箱へ投票してください。

不在者投票

投票日当日（七月十八日）、出張や仕事の都合などで投票所へ行って投票することのできない人は、不在者投票をして棄権のないようにしましょう。

□不在者投票のできる期間（総選挙）：7月4日～17日（国民審査）：7月10日～17日 ※土曜・日曜日も投票できます。

□時間：午前8時30分～午後5時

□場所：市役所一階市民サロン □持参するもの：印鑑、入場券（届いていないときは、いりません）